

明治国学の研究課題

一 問題提起

明治期の国学（以下、明治国学と略す）に関する研究は、近世の国学はもちろん、幕末維新时期の国学に比較して格段に低調である。その背景にはいくつかの理由が考えられようが、その最も大きな理由としては、①明治四年の矢野文道、丸山作楽、権田直助、角田忠行らのいわゆる平田派主力国学者の「没落」によって、国学そのものが勢力を失い、以後の国学および国学者は研究に倣するほどの業績や活動を認め難いと考えられること、②たとえ「没落」が無関係としても、近世以来の国学は近代的学問の細分化によって国文学、国語学、国史学、制度史、法制史等に再編成されざるをえなくなり、総合文化学としての国学は一個の学問・思想としての存在意義を喪失したと考えられること、という理解や評価が研究者の間に有力に存在していることが挙げられよう。

①は主として、政治史的ないし政治思想史的な研究視点から、②は近世国学から近代的国文学、国史学等、あるいは「新国学」に移行する視点から、それぞれ明治国学の歴史的学問的意義を低く評価

阪本是丸

しているものであり、そうした見方を代表するのは内野吾郎氏である。内野氏は「近代国文学の夜明けは、……近世国学の静かな終焉であった」（『日本文芸史研究』）と述べるなど、明治国学に政治史的にも学問的にも低い評価しか与えていない。これに対し、藤井貞文氏は国文学等への国学の細分化が即国学の消滅を意味してはいいとして、その細分化や「新国学」の成立に果たした国学そのものの歴史的意義を再検討することの重要性を強調している（『江戸国学転生史の研究』）。

この内野、藤井両氏のどちらの指摘が妥当であるかどうかは即断できないが、いずれにせよ個々の明治期に生きた国学者や国学者集団の学問的思想的、あるいは政治的社会的活動についての実態に即した緻密な分析・検討の上で結論づけられるべき性格の問題である。にもかかわらず、その研究水準も成果も至って貧弱であることは否定できない。やや堂々巡りになるが、その理由としては前記の二つの理由が挙げられようが、しかし問題はまさにこの二つの理由がアприオリに「理由」として指定されていることであり、本格的な検討や分析が加えられた結果に基づく「理由」ではないというの

が現状なのである。たとえば内野氏は「私は明治維新に国学者がかわったということについては、……私はあんまり高く評価していない」と述べているが、寡聞にして筆者は氏に明治維新と国学者との関係について論じた業績があることを知らない。また藤井氏も、明治国学の歴史的意義を再検討することの重要性を訴えてはいるが、それが藤井氏の主著である『明治国学発生史の研究』と、どれほどの内容的関連性があるのか、筆者には不明である。

このように、明治国学については人一倍興味と関心を有し、明治国学や「新国学」についての豊富な学殖と業績を有する内野、藤井両氏ですら明治国学に関する本格的な研究業績を残していないのだから、明治国学についての関心が低く、従つて研究本領も成果も貧弱であることは致仕方ないことかも知れない。だが、具体性には欠けるが、明治国学、つまり近代の国学に関して「近代国学の重要なことは、近代の初・中等教育の中で、国学の復古的・国粹的な古典観・歴史觀が国民一般の間に普及・浸透したことであろう、と思われる」（阿部秋生「国学」「国史大辞典」）というすこぶる傾聴に値する指摘もある。むろん、この指摘は近代の国学が果たした役割を「負」のイメージで把握しているのであるが、少なくとも近代の日本を考えるに当たって、その歴史的評価はともかくとしても、近代日本のある種の復古性や国粹性を無視して論じることは不可能であろう。その意味で、この指摘は明治国学を研究しようとする際に重要な示唆を筆者に提供してくれるものである。

從来、ややもすれば国学は復古的反動的であり、近代の国家の形成・建設には無縁どころか、邪魔物であり、だからこそ矢野玄道ら

は明治初年の段階で「没落」したのだ、それを象徴したのが島崎藤村の『夜明け前』だという認識がかなり強く存在していたと思われる。だが、明治國家の根幹である近代天皇制一つとっても、その基盤・中核が神道・国学の知識・イデオロギーを抜きにしては語れないことは自明であろう。また明治國家（近代天皇制国家）を支えた忠君愛國、尊皇敬神、敬神愛國、敬神崇祖といったイデオロギーにしても、単なる儒教的イデオロギーとは違う、特殊日本的なイデオロギーであることはいうまでもなく、そこに神道・国学の影響を無視することはまず不可能であろう。近代天皇制国家をイデオロギー的に支えた思想や歴史觀、あるいはそれを制度的——特に皇室制度、神社制度、つまりは國体の制度——に支えた古典知識や考証の基盤に近世以来の国学のイデオロギーや考証學が存在することは、もとより注目されてよい。

以下、かかる筆者の認識と問題意識に基づき、明治国学が明治國家（近代天皇制国家）の根幹である皇室制度の調査・制定に果たした役割について大まかに触れ、明治国学も案外研究に値する分野ではないのか、という拙い例示としてみたい。

二 近代皇室制度と国学者の関係

近代の皇室制度が整然たる法体系によつて構成されていることは、酒巣芳男『皇室制度講話』（昭和九年、岩波書店）や井原賴明『増補皇室事典』（昭和一七年、富山房）等を一瞥するならば直ちに了解されるであろう。むろん、近世以前にあっても皇室制度と呼べるようなものがなかったわけではない。しかし、成文化された統

一的な法体系や制度とはとてもいえないことはいうまでもないこと

であり、天皇親祭と親政を新たな国家建設の理念とする近代日本はこのような体制の踏襲・維持を許さなかつた。国家制度とともに皇室制度を確固たるものにするここと、これが新政府の最大の課題であつた。この課題を最も真剣に考慮し、皇室制度の改革・整備に尽力したのは明治初期にあつては岩倉具視であり、中期にあつては柳原前光、伊藤博文、そして井上毅であつたことは今や常識となつている。その作業の結実が皇室典範の制定であつた。

ところで、この皇室典範の制定過程に関しては、稻田正次氏や小島和司氏の先駆的業績があり、さらに梧陰文庫研究会の山下重一、小林宏、中島昭三、大石眞の各氏が中心となつて『梧陰文庫影印明治皇室典範制定前史』、『梧陰文庫影印明治皇室典範制定本史』といった貴重な史料紹介・解説書が公刊されている。これらの研究が学界未開拓の分野に斧を入れたものであり、皇室典範制定過程の実証的研究やその歴史的意義づけに關して多大の貢献をなしたことはいうまでもない。しかしながら発表者は、これらの研究に多くの啓發や教示を受けながらも、反面、何かしら物足りなさを感じていたことも事実である。それは、皇室典範を中心とする皇室制度の調査・立案・整備に、岩倉具視や伊藤博文、柳原前光、井上毅が中心的役割を果たしたことと評価するにやぶさかではないが、はたしてかれらだけの力で近代の皇室制度が整備されたのだろうか、という素朴な疑問に端を発している。その点に関して、我が意を得たり、と思つたのが小林宏氏の「井上毅の女帝廢止論——皇室典範第一条の成立に關して——」という論文であった（梧陰文庫研究会編『明

治國家形成と井上毅』、木鐸社、一九九二年）。

氏はこの論文のなかで、控えめではあるが、女帝問題を含む皇位繼承法に関する史料調査には小中村清矩や小中村（池辺）義象といふ国学者の存在があつたことを指摘している。この指摘はまことに貴重なものであり、幕末・明治期の国学者研究に若干たりとも從事してきた発表者にとっては喜びに耐えないものである。というのも、國學院大學日本文化研究所主催で「日本の近代化と国学」というシンポジウムを行つたとき（『國學院大學日本文化研究所紀要』五〇）、筆者は、明治の国学者が「特殊日本的な近代を作るのにある程度力があつた」という趣旨の発言を具体的にしたところ、当時の所長であった内野吾郎氏が前記したように、にべもなく「私は明治維新に国学者がかわつたということについては、阪本君がいろいろ言つてましたけれども、私はあんまり高く評価してないんですね」と発言したことで、発表者はこれ以上いくら話しても無駄と思ふ、一切発言しなかつた。近代化どころか、明治維新にも国学・国学者が役に立たなかつたと当初から分かっているのなら、何も「近代化と国学」などというシンポジウムを開催する必要はない。日本の近代化過程における国学者の辿つた道を地道に追究していくしかない、とそれを契機に再度意を新たにしたことがあるからである。はたして、国学・国学者は日本の近代化、特に国家制度・皇室制度の近代的整備過程になんらの役割も果たさなかつたのか、以下、多少具体的に検証してみよう。

三 明治初期における皇位繼承法調査と国学者

(1) 御系図調査・宮中祭祀整備と福羽美静の存在

近代皇室制度の大綱は明治二二年制定の皇室典範で定まつた。その内容を大別すると、(1)皇位繼承(一～九条)、(2)践祚即位(一〇～一二条)、(3)成年立后立太子(一三～一六条)、(4)敬称(一七～一八条)、(5)摂政(一九～二五条)、(6)皇族(三〇～四四条)、(7)土地・経費(四五～四八条)などである。これらの各項目・条文の制定過程に関しては、前記の専門的研究に譲るとして、ここで問題としたいのは各項目・条文の基礎となる歴史的根拠・制度・史料(資料)調査と国学者との関係である。

皇室典範制定以前の「皇室制度法」の大部分が「言説ヲ仮」らぬ「模範」、すなわち不文規範であったことは疑うべくもなく、「その中でも、皇位繼承法とか摂政制度法といった最も重要な物ものの成文化の必要に最初に直面したのは、左院および元老院における憲法編纂事業であった」と小島氏は述べて、皇位繼承法をはじめとする皇室制度の成文化に政府が着手の必要を認めるようになった時期を明治六年以降と見てゐる(『帝室典則について』『明治典憲体制の成立』木鐸社、一九八八年)。この時期、左院において国憲編纂係に任じられたのは松岡時敏(三等出仕)、宮島誠一郎(三等議官)、尾崎(戸田)三良(四等議官)、横山由清(五等、のち四等議官)らであつた。彼らが具体的にどのような国憲、特に皇位繼承法の取り調べに従事したのかは不明であるが、横山由清はともかくとしても他の議官たちに皇位繼承という歴史調査を主とする任務を遂行する能力があつたとは考えられない。当時左院議長であつた伊地知正治は「独我皇國の古事に明なる其比を見る稀なり、考証の顧問不可欠の人なり」と記しているように(国立公文書館蔵「政体書取調原案」)、考証家・国学者としての横山由清の存在は貴重なものであつた。

ところで、皇位繼承法制定の基本となるのは、歴代皇位の系譜考証であることはいうまでもなく、その考証に最も適しているのが歴史考証を主とする国学者であつたこと、これまたいうまでもなかろう。左院において横山由清が重宝がられたのも、この学問的能力があつたからである。しかし、明治維新以後においてはじめて左院が横山に系譜調査をさせたわけではない。広い意味での皇室系譜調査は明治初年の神祇官・大学校(大学)に拠る国学者が従事しており、横山の調査はその継続であつたことは確認しておくべきであろう。すなわち明治三年閏一〇月二四日には政府部内に御系図取調係が置かれ、神祇少副福羽美静が御用掛兼勤となり、また門脇重綾(神祇大祐)、小河一敏(宮内大丞)、矢野玄道(元大学中博士)が御用掛に任じられている(当時横山は太政官少史であつた)。

このように皇室系譜調査は明治三年以来国学者によつてなされてゐるものであり、それに福羽美静が当初から関与していたことはもつと注目されてよい。後に述べる元老院蔵版・刊行の『纂輯御系図』『旧典類纂皇位繼承篇』は皇位繼承法制定の基本的文献、基礎調査資料となつたものであるが、この編集責任者に元老院議官福羽美静が任じられたのは決して故なきことではなかつたのである。福羽美静は明治維新直後以来、一貫して神祇行政畠を歩んできたが、その間平行してこれまで一貫して宮中祭祀や宮中儀式・制度の調査・改

革に従事してきた。それを具体的に見ていく。

①明治元年八月の明治天皇即位式の新式取り調べ（岩倉具視の依頼）。

②三年五月の光格天皇御父典仁親王追尊の建議（一七年三月一九日、太政天皇の尊号を追贈し、慶光天皇と諡す。これには矢野玄道の

建議・考証が大きく影響した）。

③三年七月の弘文、淳仁、仲恭三帝の追謚（神祇官が建議し、大学の国学者が考証している。当時の大学には大博士平田鐵胤、中博士矢野玄道、少博士木村正辞、中助教小中村清矩、同黒川真頼らがおり、神祇官には小中村、横山、木村の師である伊能頼則が宣教中博士をしていた）。

④四年二月、宣教権中博士木村正辞、神祇權大史小中村清矩に命じた内侍所（賢所）の史料調査が完成（『内侍所叢説』）。

⑤四年九月の皇靈の宮中遷座（宮中三殿の原型成立）。

⑥四年一〇月の『四時祭典定則・地方祭典定則』（宮中祭祀の基礎）。

⑦四年一月の明治天皇大嘗祭執行（小中村清矩、松岡明義等が調査。三年一月には伊能頼則が『大嘗祭儀通覽』を脱稿）。

⑧四年一二月頃、靈祭・神葬祭等を考察した『年忌考・葬祭類從』作成（『皇靈祭祀の基本調査』となる）。

（2）元老院の国学者による皇室制度調査

明治九年九月七日、元老院に国憲の起草が命じられ、議官の柳原前光、福羽美静、中島信行、細川潤次郎が国憲取調委員となつた。当時の元老院には議官としては国学畠では議官兼二等侍講の福羽美静がいるのみであった。他の国憲取調委員である柳原は公家として

は異色の有能な外務官僚出身であり、中島はアメリカにも滞在したことのある大蔵官僚（紙幣権頭・租税権頭）であり、神奈川県令時代は民権色の濃厚な県令として知られた。細川は中島と同じ高知県出身で、洋学畠の法制官僚として著名であつた。このような委員の顔触れのなかで、福羽が古典調査の責任者の立場に就いたことは、彼のこれまでの経験と人脈からいっていわば当然のことであろう。その福羽の下で皇位繼承調査に従事したのが当時元老院御用掛での中に少書記官となつた横山由清、そして文部省で木村正辞とともに国史案編纂や諡号調査に従事していた大書記生の黒川真頼であつた。かくして一〇年一二月まず『纂輯御系図』が刊行され、三年七月に天皇号を追尊された三代を加え、なおかつ北朝方の天皇を「不正」とした第一一二代明治天皇までの皇統系図が完成したのである。この『纂輯御系図』作成の意義は細川潤次郎の同書跋に「皇統支派。非図譜不可得明。……昭也欧洲中諸大国。懲往事。立良制。國憲中掲其明文。以示帝位繼承之正序。故考我国帝位繼承之事者。須并參以歐洲國憲」によく示されており、皇位繼承の正統性を明示することとは、当時の国家建設にとって最も重要な作業だったのである。因にいう、明治三年の典仁親王追号が一七年まで遅れたのは、天皇号に対する「情」と「義」とが国学者や公家出身者の間にも拮抗していたからである。ついで一年八月には『旧典類纂皇位繼承篇』一〇巻・附録が刊行され、その内容は「皇位・皇統（以上卷一）・皇太子・皇太弟・皇嫡孫・日嗣皇子（以上卷二）・皇子・皇女（以上卷三）・諸王・女王・幼主（以上卷四）・定策（卷五）・定策異例・定策非例・皇位繼承異例・皇位繼承非例・皇位繼承余論（以上

卷六)・践祚・践祚異例・即位・空位(以上卷七)・譲位(卷八)・

譲位異例・譲位非例・遜位・廢位・廢位異例(以上卷九)・親族
図・繼承類例・皇統略系図・女王ノ皇位ヲ繼承セシ大意(以上卷一
〇)」および附録「三種神器篇」から成っている。

この中で注目されるのは卷一〇の「女王ノ皇位ヲ繼承セシ大意」
であろう。これは小林宏氏が前掲論文で指摘されたように、井上毅
や小中村清矩「女帝考」にも大きな影響を与えたもので、「皇位の
繼承は男子これを承く、是恒典なり、女子のこれを承くるは時に事
故ありて已むことを得ざるに出てて」云々として、男子繼承を正統
とし、女帝の存在については異例のものとしている。この考え方が編
纂に從事した三名のうち誰のものかは特定できないが、三名ともす
べて五年一月段階の文部省編集の小学校教授本「皇国史略」に記
載すべき歴代の問題点に関与しているのは明白であるから、福羽ら
の共通理解とみてよからう(因に小林氏も指摘されているように、
小中村は神功皇后、飯豊天皇を推古天皇以前の女帝の先例としてい
るが、福羽は否定している)。

四 明治一四年政変前後の皇室制度調査と国学者

(一) 岩倉具視と矢野玄道・福羽美静

右大臣岩倉具視が早くから皇室制度の整備に熱心であつたことは
よく知られているが、その背景には幕末以来の国学者との交流があ
つたことは容易に想像できよう。殊に玉松操、矢野玄道、福羽美静
らの存在は岩倉に「國体」の尊厳さによる新國家建設の重要性を直
接・間接に鼓吹し、岩倉の信念とさせるに十分な力を持つたであろ

う。

周知のよう岩倉は元老院での国憲調査・立案と平行して、同じく皇室制度調査を含む国憲調査を行おうとしていた。これが一年三月の奉儀局(儀制局)開設建議である。これに関してはすでに前掲小島論文や島善高氏の「岩倉具視の奉儀局開設建議と宮内省諸規取調所——近代日本の所謂典憲二元体制の淵源——」(『早稻田人文自然科学研究』四二)等があるので詳細はそれらを参照されたいが、ここでは岩倉が膨大な皇室制度調査の項目を掲示していることに注目すれば十分である。岩倉はこうした皇室制度の項目とその調査の重要性を誰から教示されたのか。井上毅でないことは間違いない。これは推測に過ぎないが、恐らくは矢野玄道および矢野に近い国学者からであろう。岩倉は七年以來たびたび矢野の上京を促し、渋る矢野はやつと決意し八年に上京した。一〇年一二月修史館御用掛となり、ついで一一年六月には宮内省御用掛となった。これは岩倉が矢野を使って皇室制度を調査させるための便宜であった。矢野は一二年一一月二三日付けの角田忠行宛書簡で「香川夜前來臨にて承り候に此度皇室の大事件を乱後倉卒のままにて定まらず候故、相定めたく御坐候に付、僕に伊地知、宮嶋二生を以て何事も御相談申候様にとの事を宮内卿より御使にて參り候故、御受け御坐有る可く候やうとの事故、ざつと事条を承り候に、先づ皇后の御事、皇太子の御事、御封地の事、五等の爵の事等が第一にして」云々と述べているが、この書簡および前掲島論文からも矢野が岩倉周辺では皇室制度調査の最も有力な適任者とされていたことは明らかであろう。つぎに福羽美静と岩倉との関係を『大政紀要』との関連でみてみ

よう。『大政紀要』の編纂過程やその政治的背景については大久保利謙氏の「明治憲法の制定過程と国体論——岩倉具視の『大政紀要』による側面観——」（歴史地理）八五（一）や元信英氏「大政紀要の研究（一）～（五）」（神道学）六四（六八）で研究されており、詳細はそれらを参照されたいが、ここで重要なのは福羽美静が国学者として一四年政変移行の立憲体制準備に際しての皇室制度のありかたに強い危機感を抱いており、その意識が帝室財産に関する建議や外国人学者にも日本の歴史・国体をよりよく知つてもらうための部門別国史略の編纂建議となつて発露したということの確認である。この福羽美静建議は岩倉、三条実美、井上馨、井上毅等をも巻き込んでかなりの波紋を起こし、また当の『大政紀要』も岩倉の死去によって中途半端な結果に終わってしまったが、当時の国学・漢字・洋学の主立った人物が編纂に従事したことは、直接には皇室制度の調査には寄与しなかつたものの、日本法制・制度を手軽に知るうえでは井上毅等にも便利であったろう。そしてそれよりさらに重要な意義は、福羽美静が同じ津和野藩出身の西周と責任者の地位に就いて、和漢洋の學問ある人物を結集したことであろう。むろんその背景には福羽が東京学士会会員であり、国学者としては唯一他の学問分野の学者・官僚とも対等に振る舞えた実績があることはいうまでもない。

（2）井上毅と国学者

明治国家形成に果たした井上毅の役割が巨大なものであつたことは指摘するまでもないが、その井上毅として万能選手ではありえなかつたのだから、その仕事・業績には他人の助力・援助があつたこと

はいうまでもない。皇室制度の整備にしても、井上が持ち前の鋭敏さと抜群の論理構成力で皇室典範の制定等に決定的な役割を果たしたことは事実であるが、その井上にも多くの国学者の縁の下の力持ちとして、井上に助力を惜しまなかつたことだけは確認しておくべきであろう。試みに梧陰文庫所蔵の書類を見るに、小中村清矩、近藤芳樹、飯田武郷、矢野玄道、福羽美静、小中村（池辺）義象ら国学者の考説が散見される。宮内省図書頭を兼任していた井上であるから御用掛准奏任の矢野玄道、井上頼国とは最も近い関係にありし、また後に丸山作楽も図書助として井上の下にいたのだから、井上は日本の古典・日本法制等の分野に関する調査には十分な「国学者の手足」を有していたのである。これら国学者が身近に存在しなかつたなら、はたして皇室制度というきわめて特殊日本的な制度の近代化に、いかに井上毅とはいえそうなんだと邁進できたかどうか。この点の検証・解明が今後必要であろう。

五 む す び

以上、皇室制度の調査を例に、明治国学の意義と実態に多少触れた。なにはともあれ、明治の国学者が日本の近代化過程においてどのような役割を果たしたのか。なにも果たしていないとするならば、内野氏のように無視するしかない。だがはたしてそれでよいのだろうか。平成五年に挙行された皇太子殿下のご結婚式。あの式も明治にできたもの。それを作ったのは一体だれなのか。国学者の存在をぬきにして、とても伊藤博文や井上毅がつくれたとは思えないのだが……。小林宏氏は「女帝問題を含む我が皇位繼承法に関する史料

の調査には、小中村（池辺）義象の協力も考えられる。明治二十二年春成稿の池辺義象「御即位の大礼」国学院編纂『法制論纂』所収には、「皇位繼承に關して、『皇室典範義解』と同じ趣旨の文が多く見えていた」と述べているが、井上毅が池辺義象に皇室制度に關する歴史的制度的疑問を呈し、その教示を求めていたことは井上毅の池辺宛書簡からも明白であろう。明治国学者は「明治国家の建設者」井上毅にとって重要な存在だったのであり、彼が皇典講究所・国学院に期待したのも当然であった。以上述べてきたことは、この点をも含めた明治国学が果たした近代日本における「日本的」要素をビルト・インした制度およびそれを支えた「日本の」イデオロギーの形成を究明するためのはんの準備作業にすぎない。最後に一言するならば、明治国学・国学者の手による『古事類苑』や『故実叢書』に代表される古典・文献の紹介・刊行が、戦後においてもいかに日本歴史・文化研究にとって必要不可欠な業績であるかは、およそ日本史や日本文学を研究している者にとっては常識以前のことであらう。また福羽美静を中心とする好古社による国学者が果たした前近代の遺物・文化の紹介・保護運動、あるいは大八洲学会の機関誌（『大八洲雑誌』）による国学者たちの——それは好古社の国学者とも重なっているのであるが——日本歴史や日本文化を広く全国に紹介し、啓蒙した業績は決して軽視されるべきではない。芳賀矢一の「新国学」、柳田国男、折口信夫の「新国学」も、明治国学の活動と成果を無視しては成立しえなかつたことに、もっと留意すべきである。

（國學院大學教授）